

高梁市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等の災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げになることを防止することにより、災害に強いまちづくりを図るため、予算の範囲内において、高梁市ブロック塀等撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 民間の補強コンクリートブロック、レンガ、石積等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。ただし、土塀及び万年塀は除く。
- (2) 避難道路 高梁市耐震改修促進計画における別途定める事項に示すブロック塀等の安全対策が必要な避難路をいう。
- (3) 危険なブロック塀等 既存のブロック塀等で、既存ブロック塀等点検チェックリスト（別記様式第2号）のうち、不適合となる項目があるもの又は令和2年4月1日時点における建築基準法（昭和25年法律第201号）のうち、構造規定に適合していないものをいう。
- (4) 撤去工事 補助金の交付の対象となるブロック塀等を原則として全部撤去する工事をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）を撤去する事業とする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 避難道路に面していること。（建築物に附属しないブロック塀等も含む。）
- (3) 道路面からの高さが80センチメートル以上であること。
- (4) 道路境界線からブロック塀等までの距離が、ブロック塀等の高さ以下であること。
- (5) 危険なブロック塀等であること。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）であること
- (2) 市税を滞納していない者であること

2 前項の規定にかかわらず、高梁市暴力団排除条例（平成23年高梁市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められる場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付制限）

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助対象ブロック塀等については1回までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象ブロック塀等が同一敷地内に複数存在する場合には、当該敷地につき1回までとする。

3 他の補助制度により補助金等の交付を受けようとする者又は現に受けている者については、補助金の交付の対象としない。

（補助金の対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の撤去に要する費用（補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。以下同じ。）又は撤去するブロック塀等の長さにより1mあたり9,000円を乗じた額のいずれか小さい額とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、限度額は150千円とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条の規定に基づき、補助事業に着手する前に高梁市ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、規則第5条の規定に基づき、速やかに補助金等の交付を決定するとともに、規則第7条の規定に基づき、高梁市ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第10条 規則第10条の規定による計画の変更等については、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定額に変更が生じるとき。高梁市ブロック塀等撤去事業補助金交付決定額変更申請書（様式第3号）

(2) 事業内容等に変更が生じるが、補助金の交付決定額に変更が生じないとき。高梁市ブロック塀等撤去事業変更承認申請書（様式第4号）

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。高梁市ブロック塀等撤去事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し又は変更することができる。

3 規則第10条の規定に基づく承認は、高梁市ブロック塀等撤去事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は高梁市ブロック塀等撤去事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定に基づき、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が満了する日のいずれか早い期日までに、高梁市ブロック塀等撤去事業実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の報告があったときは、規則第14条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を高梁市ブロック塀等撤去事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するとともに、規則第15条の規定に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。